

京都大学（南部）総合研究棟の施設整備事業

入札説明書等の修正について

平成 15 年 2 月 28 日公表いたしました「資料 4 業績監視とサービス対価の減額等について」「資料 5 事業契約書（案）」「資料 6 基本協定書（案）」、平成 15 年 3 月 28 日公表いたしました「資料 2 サービス対価の算定及び支払方法」の内容につきまして、次の通り修正いたします。また、平成 15 年 3 月 28 日公表いたしました「質問回答書（その 1）」の回答の一部について、以下の通り修正いたします。

このほか、前回平成 15 年 3 月 28 日の質問回答書において検討中としていた質問、および提案書の記載方法に関する問い合わせについては「質問回答書（その 2）」として本日公表しておりますので、ご参照下さい。

なお、本日付（平成 15 年 4 月 18 日付）で当該修正文書に付きまして、修正後のものに差し替えておりますので、ご注意下さい。

<サービス対価の算定及び支払方法>

頁	箇所	変更前	変更後
1	3 行目	①施設等の建設等にかかる初期投資に相当する部分（あらかじめ定められる本施設の施設購入費（割賦購入費））	①本件施設の建設等に係る初期投資に相当する部分（あらかじめ定められる本施設の施設購入費）
2	7 行目	また、大学はこれを事業契約に定める回数の分割払いで事業者を支払うことから、・・・	また、大学はこれを 27 回の分割払いで事業者を支払うことから、・・・
2	12 行目	年 2 回毎に、平成 30 年 4 月末まで平準化した支払いを受けることとなるよう算定する。	平成 17 年 4 月を第 1 回とし、年 2 回毎に、計 27 回の分割払いとし、平成 30 年 4 月末まで平準化した支払いを受けることとなるよう算定する。各回の支払額は施設購入費の総額の 28 分の 1 とする。ただし、第 1 回の支払額については施設購入費の総額の 28 分の 2 とする。
3	11 行目		ただし、第 1 回目の支払いは以下の通りとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の完成後、選定事業者は完成検査を行い、その結果を大学に報告する。大学は、完成検査についての結果の報告を受けた後、遅滞なく完工確認を開始する。 ・選定事業者は、維持管理体制を整備し、大学の確認を受ける。 ・大学は、事業者に対し完工確認通知書を交付する。 ・事業者は、完工確認通知書受領後、平成 17 年 3 月 31 日に大学に対して施設を引き渡し、併せて請求書を提出する。 ・大学は、請求を受けた日から 30 日以内に支払う。

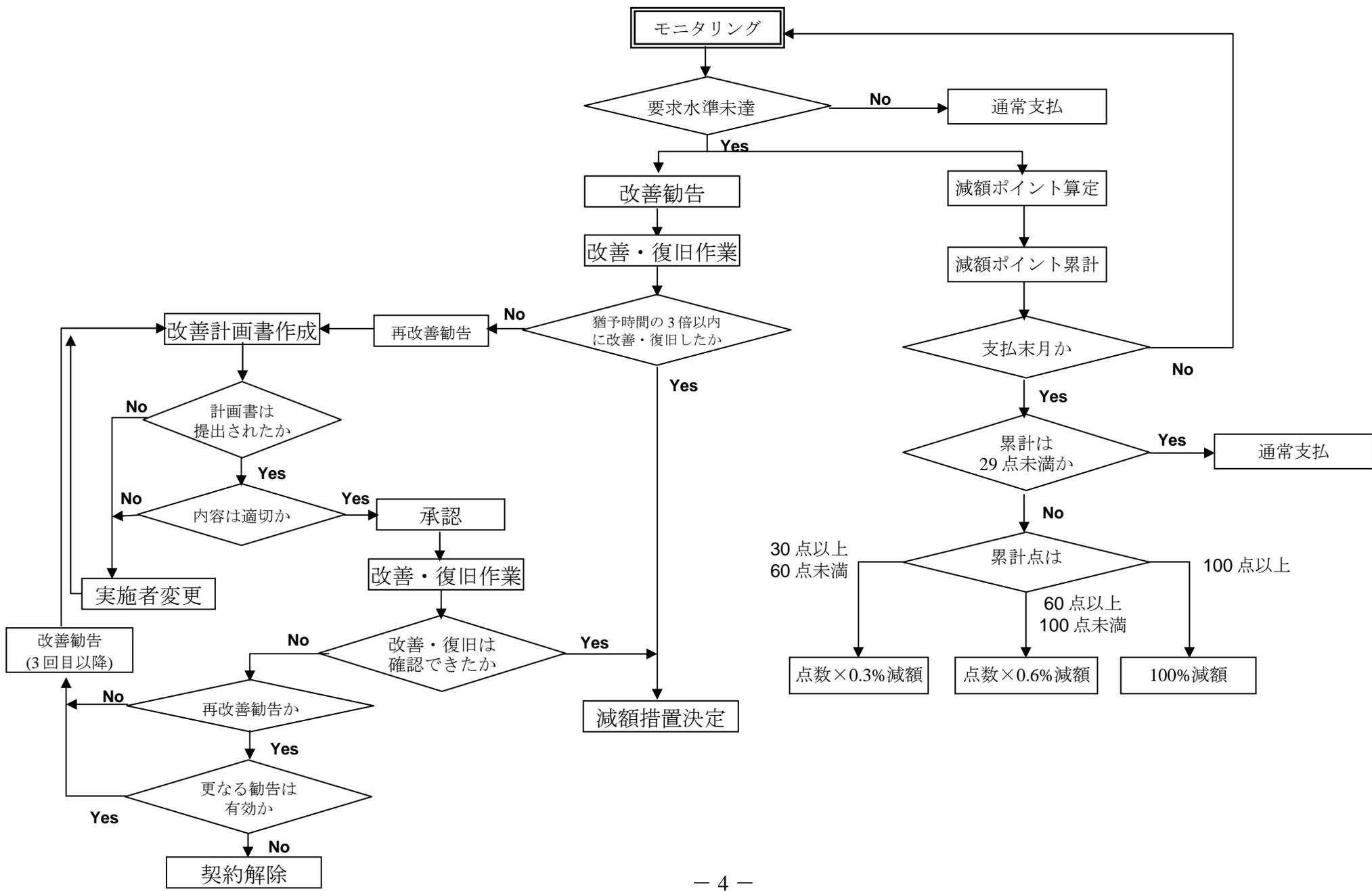
<業績監視とサービス対価の減額等について>

頁	箇所	変更前	変更後
1	13行目	但し、算定上、減額値が当期の維持管理費を <u>超える場合</u> 、施設購入費の支払いを留保する <u>場合がある</u> 。	但し、算定上、減額値が <u>上限に達した場合</u> 、施設購入費の支払を留保する <u>場合がある</u> 。なお、当該留保に係る期間中の金利は支払 <u>われない</u> 。
1	表 3列2行	施設購入費(割賦料及び割賦手数料)	施設購入費
2	9行目	①施設整備に <u>かかる業績監視</u> (施設引渡以前)	①施設整備に <u>係る業績監視</u> (施設引渡以前)
4	3行目	選定事業者は、通知を受けた場合、迅速に事業計画書を <u>改善</u> し再提出する。	選定事業者は、通知を受けた場合、迅速に事業計画書を <u>修正</u> し再提出する。
4	7行目	<u>4)</u>	<u>3)</u>
4	10行目	(5) 施設整備に <u>かかる業績監視</u> (施設引渡以前)	(5) 施設整備に <u>係る業績監視</u> (施設引渡以前)
4	14行目	下表に施設引渡し以前の施設整備に <u>かかる業績監視</u> の対象と監視方法を示す。	下表に施設引渡し以前の施設整備に <u>係る業績監視</u> の対象と監視方法を示す。
4	表 右列6行	選定事業者が実施する <u>工事管理業務</u> が、	選定事業者が実施する <u>工事監理業務</u> が、
5	表 3列2行	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか、日常業績監視、・・・	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか <u>について</u> 、日常業績監視、・・・
5	表 3列3行	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか、日常業績監視、・・・	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか <u>について</u> 、日常業績監視、・・・
5	表 3列4行	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか、日常業績監視、・・・	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか <u>について</u> 、日常業績監視、・・・
5	表 3列5行	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか、日常業績監視、・・・	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか <u>について</u> 、日常業績監視、・・・
5	表 3列6行	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか、日常業績監視、・・・	維持管理業務計画書等の内容を達成しているか <u>について</u> 、日常業績監視、・・・
6	下表 2列3行	・毎日の業務日誌及びその他大学への報告をとりまとめ、業務月報として毎月までに大学に提出する。 ・法定点検の記録等を行い、大学に提出する。	・毎日の業務日誌及びその他大学への報告を <u>毎月</u> とりまとめ、業務月報として毎月 <u>5日</u> までに大学に提出する。 ・毎年 <u>10月10日</u> までに4月から9月までの維持管理業務に関する <u>上半期報告書</u> を、毎年 <u>4月10日</u> までに業務年報を、それぞれ大学に提出する。 ・法定点検の記録等を行い、大学に提出する。
6	下から 8行目	なお、業務日誌等各報告書の様式は大学と事業者が協議して定める。また、大学及び選定事業者にとって成るべき労力、時間、費用のかからない方式を採用することを基本とする。	<u>業務日誌、業務月報、上半期報告書、業務年報を総称して、「業務報告書」という。</u> 業務報告書の様式は大学と事業者が協議して定める。また、大学及び選定事業者にとって成るべき労力、時間、費用のかからない方式を採用することを基本とする。
7	3行目	大学担当者は、選定事業者の提出する <u>これらの報告書</u> の確認等を行い、必要に応じて随時に業績監視を行う。	大学担当者は、選定事業者の提出する <u>業務報告書</u> の確認等を行い、必要に応じて随時に業績監視を行う。
7	14行目	2) <u>業績不履行の場合の措置</u>	2) <u>要求水準未達成の場合の措置</u>
7	21行目	・・・想定される適切な費用を支払未了の施設購入費(割賦料及び割賦手数料)の支払を留保する。	・・・想定される適切な費用を支払未了の施設購入費の支払を留保する。 <u>当該留保に係る期間中の金利は支払われない。</u>
8	3行目	事業者の責めに帰する事由による <u>維持管理の不履行または不完全履行を原因として生じた場合</u> に、これを「要求水準未達成」として、	事業者の責めに帰する事由による「 <u>要求水準未達成</u> 」のそれぞれの場合について、本書に定める要求水準未達成の改善要求措置を行

頁	箇所	変更前	変更後
		それぞれの場合について、本書に定める要求水準未達成の改善要求措置を行う。	う。
8	11行目	・・・実験施設機能等に支障をきたす <u>恐れ</u> のある状態を指す。	・・・実験施設機能等に支障をきたす <u>おそれ</u> のある状態を指す。
8	16行目	・・・及び一般来訪者等 <u>当該施設</u> の利用者からの・・・	・・・及び一般来訪者等 <u>本件施設</u> の利用者からの・・・
9	4行目	事業者の責に帰する事由による <u>維持管理業務の不履行</u> が原因で一定時間以上にわたって研究・実験が行えない等、・・・	事業者の責に帰する事由による <u>要求水準未達成</u> が原因で一定時間以上にわたって研究・実験が行えない等、・・・
9	8行目	また、維持管理業務の <u>不履行</u> による場合以外で、施設整備の <u>不具合</u> を起因として・・・	また、維持管理業務の <u>要求水準未達成</u> による場合以外で、施設整備の <u>要求水準未達成</u> を起因として・・・
13	10行目	大学は、2) ③に規定する場合には、 <u>契約のうち、当該要求水準未達成が確認された業績監視区分部分の契約の解除</u> を行うことができる。 なお、この契約の一部解除により、 <u>事業者は解除された契約部分の契約金額の10%相当額の違約金を大学に支払う。</u> また、大学は、これとは別に契約不履行にともなう損害賠償を事業者に請求することができる。	大学は、2) ③に規定する場合には、 <u>契約の解除</u> を行うことができる。 また、大学は、これとは別に契約不履行にともなう損害賠償を事業者に請求することができる。
14	5行目	③当期の減額の合計が当期の維持管理費 <u>全体を超えた場合</u>	③当期の減額の合計が当期の維持管理費の <u>総額と同額となった場合</u>
14	6行目	当期の減額の合計値が、当期の維持管理費 <u>全体を超えた場合、当期の減額は当期維持管理費と同額となる(つまり、当期の維持管理費は支払われない)。</u>	当期の減額の合計値が、当期の維持管理費の <u>総額と同額となった場合、当期の維持管理費は支払われないことになる。また、施設購入費の支払いを留保する場合がある。当該留保に係る期間中の金利は支払われない。</u>
16 (最後)	図	《維持管理業務に係るサービス対価の減額及び契約終了の手の流れ》 (図省略)	《維持管理業務に係るサービス対価の減額及び契約終了の手の流れ》 (添付図1のとおり)

添付図 1

《維持管理業務に係るサービス対価の減額及び契約終了の手の流れ》



<事業契約書（案）>

修正後の事業契約書（案）とともに、修正箇所を明示したものを付属資料として提示しておりますので、これをご参照下さい。

<基本協定書（案）>

修正後の基本協定書（案）とともに、修正箇所を明示したものを付属資料として提示しておりますので、これをご参照下さい。

<質問回答書（その1）>

頁	箇所	変更前	変更後
3	No.23	・・・ただし、PFI事業者と建設者として締結する建設工事請負契約及び約款において、別紙に示す追加条項、追加条文が示されていることが必要です。・・・	<u>（前回、別紙を示しておりませんでした。今回の付属資料1を参照してください）</u>
25	No.247	事業所税は課税されます。詳細は事業者の責任で税務署にご確認下さい。	<u>設立する特別目的会社について、事業所を設けたり従業員を配置する場合に規模に応じて事業所税が課税される場合がありますので、事業者の設立しようとしている特別目的会社の内容に基づいて税務署の確認をとってください。本施設に対しての事業所税は課されません。</u>
26	No.258	維持管理業務の実施体制は、 <u>様式43</u> に含めて記述してください。	維持管理業務の実施体制は、 <u>様式42</u> に含めて記述してください。
27	No.267	<u>ご理解の通りですが、この様式は飽くまで構造、設備の計画概要について確認するためのものとお考え下さい。</u>	<u>枚数は1枚とします。この様式は飽くまで構造、設備の計画概要について確認するためのものとお考え下さい。</u>